平成２７年（フ）第４０号
石川県加賀市山中温泉東町１丁目カ６番地４、従前の住所石川県加賀市山中温泉白山町ヰ36番地１　小倉アパート、従前々の住所石川県加賀市七日市町ル42番地　プラネット若葉台３Ｅ
債務者　山口　朱美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１４号
石川県七尾市和倉町ワ部15番地19、住民票上の住所金沢市若草町28番20号　市営住宅302号
債務者　大良　智子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１６号
福井県大飯郡高浜町湯谷第２号15番地20　ディアス湯谷101
債務者　新居　祐紀
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第３１１号
兵庫県西宮市浜脇町３番８号
債務者　田中ツル子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５０号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目３番12号201号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番１－603号
債務者　長瀧　尚士
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１３号
広島県福山市今津町６丁目18番17号　第２コーポアトラス103
債務者　河本　廣子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７３号
山口県下関市上新地町５丁目１番Ｃ－811号　ライオンズヒルズ下関
債務者　佐々木由紀子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
愛媛県今治市別宮町７丁目２番18号、前住所愛媛県今治市常盤町６丁目１番25号
債務者　大澤八重子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３１０号
北九州市若松区高須南１丁目７番25－201号
債務者　桐村　昌明
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３号
大分県中津市三光上秣972番地12
債務者　植山　礼佳
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
鹿児島県伊佐市大口里406番地９
債務者　大塚トミ子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
福島県郡山市細沼町２番13号
債務者　安齋佐智子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目12番27号
債務者　渡辺　辰夫
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１７号
千葉県松戸市金ケ作418番地の63　レクセル五香ツインフォルテ207号
債務者　石川エレノアこと　イシカワ　エレノア　フランシスコ
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４７号
千葉県野田市尾崎805番地の18　アリス野田第一202
債務者　青木　　徹
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４８号
千葉県柏市篠籠田478番地１　ガーデンビレッジ柏３－204号
債務者　目黒真奈美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部